

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 4 月 2 4 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和5年2月17日から令和5年3月18日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計29件の御意見をいただき、うち25件は本件に関する御意見、残り4件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【成分の含有量通知・改正の趣旨】 成分の含有量の通知について、「相手方の事業者から求めがあるときには」とあるが、この部分は「求めがあった場合のみ」であり、求めがない場合は、より詳細な内容を通知することは努力義務という解釈でよいか。	本改正は、営業上の秘密を保持しつつ、譲渡等の相手方の事業者におけるリスクアセスメントのために必要な情報を通知することを目的としていることから、相手方の事業者から、リスクアセスメントの実施のために含有量に関するより詳細な内容の求めがない場合について、詳細な内容を通知することを法令上努力義務とする予定はありません。
2	【成分の含有量通知・改正の趣旨】 「相手方の事業者から求めがあるときには、・・・当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。」との案について、相手方の事業者がリスクアセスメントを実施する事業者に限定されてしまい輸入業者が含まれないため、「リスクアセスメントの実施」を「SDSの交付等またはリスクアセスメントの実施」として欲しい。	本改正では、リスクアセスメント対象物の製造又は取扱いを行わず譲渡・提供のみを行う事業者においては、リスクアセスメントの実施義務はないため、含有量に関するより詳細な内容が必要とされることは想定していないことから、「当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において」と規定しています。
3	【成分の含有量通知・改正の趣旨】	今般の改正は、不特定多数の相手方の事業者に対象物を譲渡・提供する場合も想定し

	<p>実際の含有量に関わらず、一律 10 パーセント幅での通知を認めることは合理的では無いため、実際の含有量によって記載幅を細かく設定することが望ましい。</p> <p>10 パーセント幅の通知では、ユーザーは上限の濃度でリスクアセスメントを実施するため、本来は必要のない過剰な対策を実施する結果となり、無駄が生じるため、ユーザーが譲渡・提供者に詳細な含有量の開示を求めることとなり、秘密保持契約を締結する必要が生じる。極力、相手方の事業者が譲渡・提供者に対してより詳細な情報開示を求めなくても済む様に、実際の含有量によって許容する記載幅を細かく設定することが望ましいと考える。</p>	<p>て、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）の規定の範囲内で、営業上の秘密を保持しつつ、リスクアセスメントの実施に必要な情報を通知するため、SDS 等による成分の含有量の通知方法の見直しを行ったものです。</p> <p>具体的には、営業上の秘密にあたるものについては、10 パーセント刻みの通知を認めたと上で、譲渡・提供する相手方の事業者から求めがあるときには、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととしたものです。</p> <p>求める内容については、各事業場において判断することとなりますが、一般的に、含有量は、蒸気圧等から、実際の空気中の濃度とは異なるため、数理モデルを用いたばく露推定の際に、目安として活用されるものです。なお、現行の法令では、10 パーセント刻みでの含有量表示となっているため、現状を何ら変更するものではないことを申し添えます。</p>
4	<p><b>【成分の含有量通知・改正の趣旨】</b></p> <p>成分の含有量の通知について、営業上の秘密に当たるか否かによって SDS の記載を変更することは事業者にとって過度の負担となること、成分の含有量が営業上の秘密に当たる場合に外国では幅表記が認められており国内の事業者が輸入品の SDS に重量パーセントを記載することができないことから、営業上の秘密に当たるか否かに関わらず、10 パーセント刻みの幅表記を認めていただきたい。</p>	<p>本改正は、営業上の秘密を保持しつつ、リスクアセスメントの実施に必要な情報を通知するため、SDS 等による成分の含有量の通知方法について改正を行うものです。このため、営業上の秘密にあたらない場合は、重量パーセントを通知する必要があります。</p> <p>営業上の秘密に該当するとして成分の含有量が濃度範囲で表記された製品を外国から輸入した場合には、国内で譲渡・提供する事業者においても 10 パーセント刻みの濃度範囲の表記が可能となります。</p>
5	<p><b>【成分の含有量通知・改正の趣旨】</b></p> <p>本改正案に賛成。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は通知事項のうち成分の含有量を秘密保持契約等を締結したうえでSDS以外の方法により別途通知する事も可能とされているが、川中の事業者が不特定多数の川下事業者に通知する必要がある場合において予め川上事業者と秘密保持契約等を締結することが困難であるため。</li> <li>・改正前の秘密保持契約等を結ぶ等は負担が大きく、対応は厳しいと考えていたため。</li> <li>・含有量の情報は重要な営業秘密であるが、製品数／供給先が非常に多数であり、個別の秘密保持契約が事実上不可能なケースもある。また、通知対象物を含有していても製品として危険有害性分類に該当せず、想定される用途ではばく露も極めて限定的であるなど、リスクアセスメントを行う際に必ずしも通知対象物の正確な含有量が必要無いケースもある。今回の改正案は、適切なリスクアセスメントの実施という趣旨を損なうことなく、譲渡・提供者の営業秘密情報にも配慮されており、提供側／受領側双方にとって望ましいと考える。</li> </ul>	
6	<p><b>【通知の対象物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質が密閉された状態で使用するよう設計されているものは法規制上SDS通知義務が無く、そもそも本改正の対象になり得ないとの判断で良いか。</li> <li>・「主として一般消費者の用に供される製品」を事業者が業務で労働者に使用させるために購入することを知りえた場合（例えば、家庭用洗剤を製品の洗浄に使用、修正液を事務作業に使用するなど）、その製品を譲渡・提供する事業者は本改正に従う義務が生ずるか。</li> </ul>	<p>安衛法第 57 条の 2 の規定に基づく通知については、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡・提供する場合は対象から除外されています。「主として一般消費者の生活の用に供する製品」には、「表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品」、「家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品」等が含まれ、これらについては通知義務の対象外ですので、本改正の対象となりません。</p>
7	<p><b>【特別則適用対象物質の通知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は特別則該当物質と、新たに追加されるリスクアセスメント対象物の境を無</li> </ul>	<p>通知の対象物となるリスクアセスメント対象物には、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化</p>

	<p>くし、リスクアセスメント対象物として一括りにする管理を指向するものと理解しているが、今回の案で特化則等の対象物質と他のリスクアセスメント対象物を分ける理由は何か。リスクアセスメント対象物が濃度範囲表記となるのであれば、特別則該当物質も同様で良いのではないか。</p> <p>・特化則等の適用対象となる成分は含有量の10パーセント範囲の記載の対象から除外されているが、危険有害性の高い特化則等で規定されている成分を含有する製品であっても、ユーザーのリスクマネジメントが十分に実施できる状況とすることができ、また、譲渡・提供する製品がユーザー側の労働現場で消費され、ユーザーの製品組成に組み込まれることがない場合は、川下需要者の製品には含まれないことから、10パーセント範囲記載を認めていただきたい。</p>	<p>則」という。)等の特別則の適用対象物質も含まれます。</p> <p>特化則等の特別則の適用対象物質については、専門家による検討会報告書での提言を踏まえ、含有量によって規定されている法令の適用関係を明らかにする必要性等があることから、本規定の適用を除外したものです。</p>
8	<p>【営業上の秘密の記載方法】</p> <p>・「事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で」について、「その旨を明らか」にする方法はどのような方法を想定されているか。</p> <p>・「その旨を明らかにした上で」とはSDSのどの項に記載すればよいか。</p>	<p>「その旨を明らか」にする方法は、SDSにおいて、当該成分の含有量が営業上の秘密に該当することを記載する等の方法を想定しています。</p> <p>JIS Z7253に従って作成したSDSにおいては、3項（組成及び成分情報）に記載することになります。</p>
9	<p>【営業上の秘密の記載方法】</p> <p>過去に通知対象物の含有量を10パーセント幅表記で作成したSDS全てについて、「その旨」（営業秘密の旨）を追記することは事業者にとって膨大な作業となる。上記の幅表記がなされている場合は、含有量情報はある程度明確になっているため、SDS上での「その旨」の記載までは不要ではないか。あるいは、「その旨」の記載が必要な場合は、「施行日以降に作</p>	<p>成分の含有量については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の2の6第1項において重量パーセントを通知しなければならないとしているところ、重量パーセントの通知をすることにより事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについて、今般の改正による10パーセント刻みの通知を認めるものであり、要件に該当することを明示するために営業上の秘密に該当する旨を記載することが必</p>

	成のSDS」又は「努力目標」等、柔軟な運用となるように見直しを希望する。	要となります。なお、本改正は、製品が営業上の秘密に該当する場合のみの特例措置ですので、10パーセント刻みで表示したSDS全てについて対応していただく必要はありません。
10	<p>【含有量の具体的な記載方法】</p> <p>「重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができる」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な記載例を示していただきたい。</li> <li>・10パーセントの範囲内でより狭い範囲の表記については問題ないか。</li> </ul>	「10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲」については、改正前の安衛則第34条の2の6の規定方法と同一であり、「10-20%」等の10パーセント刻みの記載方法となります。ただし、この範囲内でより狭い幅の濃度範囲を示すことは差し支えありません。記載例については、事業者団体が公表する記載例も参考にさせていただきようお願いします。
11	<p>【含有量の具体的な記載方法】</p> <p>含有量の通知について、1パーセント以下の成分は、機密度も高くなるため、幅による記載を許容していただきたい。</p>	含有量が1パーセント以下の成分についても、その含有量を通知することにより事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、本規定が適用されます。
12	<p>【含有量のより詳細な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。」について、「リスクアセスメントの実施に必要な範囲内において」とは、CREATE-SIMPLEで入力を求められる対象物質の含有率の濃度範囲を想定しているのか。</li> <li>・「より詳細な内容」について、相手方の事業場におけるリスクアセスメント実施に支障なければ、最大値あるいは幅を持った値の通知でも良いとしていただきたい。</li> </ul>	譲渡・提供の相手方の事業者におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲として、譲渡・提供する事業者と、譲渡先の事業者間で合意した濃度範囲を通知することを想定しています。
13	<p>【含有量のより詳細な内容】</p> <p>「当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。」とあるが、「より詳細な内容」</p>	「より詳細な内容を通知」とは、リスクアセスメントの実施に必要な範囲内で10パーセント刻みと比較して、より詳細な含有

	<p>とは重量パーセントでの通知が必須となるのか。それとも、事業者の判断による範囲表記でも良いのか。</p>	<p>量を知りたい趣旨であり、重量パーセントの通知を必須とする趣旨ではありません。</p>
14	<p><b>【秘密の保全方法】</b></p> <p>「当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者から求めがあるときには、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。」について、どのような条件が「秘密が保全されることを条件に」となるのか示してほしい。秘密が保全されないと判断した場合は通知しなくても良いのか。</p> <p>秘密保持契約を前提とするにしても秘密保持契約を締結するには時間も工数がかかるため、従前どおり 10%幅の範囲での表記を認めていただきたい。</p> <p>もしくはリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において成分の含有量について通知が必要であれば、最大含有量を通知することでも充足できると考える。</p>	<p>相手方の事業者から求めがあった際の「秘密が保全されること」とは、秘密保持契約その他事業者間で合意した方法で通知することを想定しており、そのような契約等の合意が得られず、秘密が保全されない場合は、より詳細な内容を通知する必要はありません。その場合は、10パーセント刻みで通知すればよいこととなります。</p>
15	<p><b>【第三管理区分場所の測定・改正の趣旨】</b></p> <p>・事業者が管理を求めていく方向性は理解できるが、作業環境測定のように6か月以内に1回の測定も実施しないと、永続的に環境測定をしない弊害がもたらされる可能性が高いと思われる。自律的管理の中に、定期的にモニタリングする機能（法令等）を盛り込んでもらわないとなかなか管理が難しくなる側面があると考え。コスト的には将来的に企業としてはコストダウンになるが、管理という面では今回の改正は不安が多分にあると思う。</p> <p>・令和4年5月31日の[「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する</p>	<p>特化則第36条の3の2第5項等において第三管理区分に区分された場所は、作業環境管理専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所であること、6月以内ごとに1回、個人サンプリング測定等により物質の濃度の測定（以下「保護具選択測定」という。）を行い、呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務付けなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能と考えます。このため、二種類の測定義務による現場の混乱を防ぐことを目的とし、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の</p>

	<p>意見募集について」に対して寄せられたご意見等について]の回答では、回答 No. 145 にて「個人サンプリング測定と安衛法第 65 条とでは測定目的が異なるため併行実施が必要」の旨回答されているが、今回の改正案を受けて、有効な呼吸用保護具を使用させる等により有効なばく露防止対策が行われていれば、作業環境の実態把握は不要と理解して良いか。</p> <p>・令和 4 年厚生労働省令第 91 号により、令和 6 年 4 月に施行予定の有機溶剤中毒予防規則を例として、意見を述べる。「第二十八条の三の二」から「第二十八条の三の三」については、改善措置が難航する第三管理区分と評価された場所で作業を行う労働者に対し、早期に最適な呼吸用保護具を適切に着用させること以外を望むべきではない。すなわち、本案を適用することは、作業環境測定による評価を行わず、衛生工学的措置による改善に尽力することを放棄し、「第二十八条の三の二第四項」による保護具着用による措置のみを選択することを許容してしまう恐れがあり、安易に作業環境測定を回避するべきではなく、場の現状把握及び改善意思は継続するべきである。場の正確かつ公平な評価は、個人ばく露測定では不十分である。行政が管理区分の推移を把握できなくなることも懸念すべきである。先のパブリックコメント「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(案)に関する意見募集について」の意見募集結果には、「個人ばく露測定は、作業環境測定基準に合致しないため、作業場所に対して行う作業環境測定と兼ねることはできません」とある。この考え方こそが適切である。</p>	<p>作業環境測定を実施することは要しないとする所要の改正を行います。なお、今回の改正は、作業環境測定の実施を「要しない」とするものであり、事業者は、使用する化学物質や作業方法等を変更した場合、任意に作業環境測定を実施し、その結果によって第一管理区分又は第二管理区分へ環境が改善していることを確認することができるものと考えます。</p>
16	【第三管理区分場所の測定・改正の趣旨】	第三管理区分場所においては、作業環境管理専門家が作業環境の改善の可否等を判

	<p>現在、第1管理区分の作業場においては事業所に専任する化学物質管理専門家の下で作業環境測定を免除することが出来る。</p> <p>なので、第3管理区分における化学物質管理においても化学物質管理専門家が責任を負うのが妥当であると考えます。</p> <p>上記を踏まえて、化学物質管理専門家を専任している事業所において、化学物質管理専門家が作業環境測定を実施する必要が無いと判断した場合に限り、作業環境測定を実施することを要しないとするを提案する。</p>	<p>断し、改善困難と判断された場合に、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、有効な呼吸用保護具の着用を義務付けられており、当該測定を行う場合、作業環境測定を実施することを要しないとする旨の内容が今回の省令改正案です。</p> <p>第三管理区分の環境改善の可否等について、既に専門家である作業環境管理専門家の意見を聴いており、改めて化学物質管理専門家に作業環境測定の実施の可否について意見を聴く必要はないものと考えます。</p>
17	<p><b>【作業環境測定の方法】</b></p> <p>第3管理区分で作業環境管理専門家による改善措置が困難となった場合、個人サンプリング法等で有効な呼吸用保護具を選定し、使用させることは理解できる。一方で、作業環境測定を行わないで第1管理区分または第2管理区分の評価を確認する必要があるということは、「個人サンプリング法による作業環境測定」以外の方法は示されるのか。「等」とあるということは、第1管理区分または第2管理区分の評価を「個人サンプリング法」のほかに判断する方法が不明である。現状では「個人サンプリング法等」ではなく「個人サンプリング法」に限定されているのではないか。</p>	<p>第1管理区分又は第2管理区分であることの評価については、従来どおり、作業環境測定の測定結果の評価により行います。</p> <p>この場合の作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）で定める方法による個人サンプリング法又は固定点で行う作業環境測定（A・B測定）のいずれかになります。</p>
18	<p><b>【その他所要の改正】</b></p> <p>「その他所要の改正を行う」とあるが、どのような内容なのかが不明であり、意見を準備することができないため、どのような改正なのかを明示していただいた後に、再度意見募集の機会を設けていただきたい。</p>	<p>「その他所要の改正」については、別途パブリックコメントを行っている「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案」（令和5年3月30日結果公示）における特化則第38条の3の掲示対象物質追加のための特化則改正に伴う条文の技術的な改正を行うものです。実質的に国民の権利義務に関わる改正ではないため、再度意見募集を行う予定はありません。</p>

○ 本改正省令案とは直接関係の無い御意見



番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知事項のうち成分について、営業上の秘密に当たる場合は通知を省略できるようにすべきとの意見</li> <li>・ラベル表示の「表示をする者の氏名、住所及び電話番号」の記載に関する意見</li> <li>・労働基準監督署による事業場指導の方法に関する意見</li> <li>・製造委託先の安全に関する措置についての意見</li> <li>・既存の条文に関する質問</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>